

後期高齢者医療制度 (区長)いうべきことは 答弁 言っていきたい

介護保険 生活援助ヘルパー 「日中独居でも利用できる」

決算特別委員会の第五日目は鈴木けんいち議員が、最終日の午前中は橋本ミチ子議員が質問に立ちました。



質問する鈴木けんいち議員

鈴木けんいち議員の質問要旨は次のとおりです。

○質問一はじめに、後期高齢者医療はどひどい医療制度はないと、怒りと不安が広がっている。11月には広域連合が保険料を決定しようとしており、直前の区長会(16日)がきわめて重要な。区民を代表して、制度の抜本的な見直しに保険料を高齢者の生活実態に見合った低廉なものにすることや、健診の無料での実施、診療報酬の出来高払いを維持し十分な医療が受けられる制度となるよう、ぜひ発言していただきたい。国や都に当然の財政支援を要請するべきと思うがどうか。

特定健診(40〜74才)の充実を

○質問一来年4月から40歳から74歳までの健康診断は特定健診と名づけ、医療保険者ごとに実施される。しかし、区民の健康を守るという自治体の使命や、健康を守るために健診は行なわれるという位置付けは変わらないと思うがどうか。

●答弁一おっしゃるとおり。今度は保険者責任が義務化され財政とも連動する。はずれるものも区が責任を持つ。

○質問一これまで行なわれていた健診項目が減らされて健康の増進ができるのか。健診は医者にかかる前の話で、病気になる前に健康をチェックし、もし病気があったら、早期発見、早期治療するということだ。これこそ医療費を減らす一番確実な方法であり、ここに掛けたお金は無駄にならない。費用対効果を考えて非常に効果があると思うがどうか。また、必須項目の中でも、血糖検査は空腹時血糖「または」ヘモグロビンA1Cとなっている。医師会の人も「両方の検査でチェックできない」と手遅れになってしまいかも知れないと言っていた。健診項目は減らさないようにするべきか。

●答弁一胸部X線(胸のレントゲン)検査は今の段階では必要ともしやらないともいえない。心電図・眼底・貧血検査は、必要ならば実施できる。血糖検査は両方やる方向だ。

区民の健康を守る立場で無料維持せよ

○質問一健康を守るためには、健診率を引き上げる必要がある。国もペナルティまで設けて健診率を上げよと言っている。足立区では国保加入者で現在26%の受診率を5年後には65%にするという。そのために全員通知をするという。しかし、個別通知しても、有料では受けられないと思う。大体区民は国保料も上がり、介護保険料も上がり、住民税も上がって、その上今度からは健診までお金を取せといわれても払えない。区は有料化しても健診率は上がるかと考えているのか。

●答弁一受診料を取ることも視野に検討している。(段階的に上げるなど負担の緩和を講じるので)受診率が下がるとは考えていない。金額によっては理解が得られると思う。

○質問一本当に区民の健康を守る気があるのか。区民の命と健康の問題だ。無料を維持すべきだ。

介護保険一かかわる全ての人がサービス 切り下げや負担増で苦しむ事態に 保険料は値上げ

○質問一高齢者は介護保険料が上がり大変な負担増。「どうしてこんなに上がるのか」「とても払えない」という声が出しめいた。基準額で3217円が4380円で1.36倍に値上げ。さらに増税の影響で、それまで2400円、第2段階だった人が2年経つと5300円へと倍の値上げになる人も生まれ、すさまじい負担増が区民・高齢者を襲った。予算の段階では約15億円の値上げだったが、決算では約20億円で見込みを上回る負担増となった。

●答弁一3年で1期なので、一年目は予算現額を上回るものになっている。

サービスは削減

○質問一わが党は保険料の値上げをしないよう、予算組みかえ案も提出した。財源的にも十分値上げしないでやれたのに値上げを強行した。以前は1回3時間だった訪問介護サービスが1時半に減らされ、ヘルパーさんと一緒に買い物に行けなくなった。「病院についていってもらえなくなり、ほとんど困った」「デイサービスの回数が減らされ、家に1人でいる時間が長くなった」「家事援助サービスが受けられなくなって掃除もできない」など、給付が減らされた例は枚挙に暇がない。保険料負担が増えたのに受けられるサービスは減らされる事態が生じた。「要介護1」の人の大半を「要支援1」に移し、従来のサービスが削られた。利用限度額は、新要支援1は従来の要支援の約2割減、要支援2は従来の要介護1の約4割減だと思いがどうか。

予防という名できびしい利用制限

○質問一様態は変わらなくともランクが下げられたりした人を含め要支援1、2の高齢者を待っているのは「予防」という名のきびしい利用制限である。例えば一通所介護は必要ないから訪問介護を週5回に増やしたい」と求めても認められないと思いがどうか。

答弁一そのとおり

○質問一新予防給付は、予算額7億円余自体も低いと思うが、その低い予算に対する決算額も執行率が59%と低いのは、こういうことの結果だ。

家族のいる高齢者の生活援助ヘルパー (状況によって)認めます

○質問一掃除、洗濯、炊事などの「生活援助」ヘルパーを利用できるのは原則として独居世帯とされている。家族が働きに出ていたりして日中は高齢者のみになるいわゆる「日中独居」でも介護保険が使えることは、家族介護の負担軽減、「介護の社会化」という介護保険の当初の「看板」から言えばあたりまえのことだ。この点については、国も広く例外を認めており、同居家族に疾病や障害がある場合のほか、「ご家族がたえば心身が健康であったり家事ができる状態でも、勤務されたりしておられて、日中、要介護の高齢者の方がお一人のような場合について、介護保険の給付対象になる」という国会答弁についてはどう考えるか。

答弁一国の文書指しは「ひとりで暮らし、障害疾病の場合」となっている。

○質問一その指示文書にも「その他」というのがある。その他とは、勤務などでいない場合を指し、その場合、サービス担当者会議を開いて、適切なケアマネージメントのもと必要だと認められた場合ケアプランを組むというものであり、状況によっては生活援助ヘルパーを利用できるということではないか。

●答弁一一律に介護者が勤務している場合に「ダメ」ではなく、全体の状況を把握すれば認められる場合もある。

日本共産党 足立区議団ニュース

07. 10. 13 NO.4 日本共産党足立区議団 足立区中央本町1-17-1 TEL 3880-5770 e-mail acmp@blue.ocn.ne.jp 区議団ホームページ http://www.cpi-media.co.jp/adachi

区民の生活まもるため

解体工事被害対策や西新井開発商業施設出店対策を

(二面よりつづく)

人材難で介護サービス提供できない事態の改善を

○質問―介護の職員が集まらなくて施設の維持が難しくなっている。区内の特養ホームでは、施設職員が確保できないため、定員100なのに80名しか入所を受け付けられない状況については区も承知しているか。

●答弁―承知しています。

○質問―この背景に、国が設定した介護報酬が低くて、介護の職場で働く人たちの賃金が、その仕事の大切さに比べて、あまりにも報われないことがある。介護報酬を2度にわたって引き下げ賃金水準はいつそう押し下げられている。時給制のヘルパーだと月収10万円未満が多い精神的にも肉体的にも重労働だが、ヘルパー自身がワーキングプアで、やりがいいがあっても続けられない。国の負担を増やす形で介護報酬を引き上げることが国に要請するべきだ。

●答弁―国も現状を認識しており、改定作業に入っている。都で申し入れを行っているとも聞いている。

○質問―お金があっても、認定を受けても、介護が受けられない。ぜひ、さまざま機会を捕らえて介護報酬引き上げを求めていくべきだ。同時に、事業者の支援など区としてできることを行なうべきだ。

●答弁―10月から地域独自の報酬設定ができるようになったので今度努力していきたい。また、ヘルパー養成講座終了後の就職説明会や、一日体験などを行っていく。

障害者自立支援法の撤回を

○質問―障害者自立支援法のもとで、サービスの利用抑制や施設運営への深刻な影響が現れている。政府は軽減措置を設けたというが、応益負担が変わらないもので、利用者の負担や施設の減収などによる障害者の苦しみは解決されず、自立支援法の撤回をもとめる声はいつそう高まっている。区内でも「利用者の応益負担、施設報酬の日額制によって、家庭、施設両方が打撃を受けました」など障害者団体が声を上げている。国に対して自立支援法の撤回を求めていくべきだがどうか。

●答弁―自立支援法は有効なものであり撤回を求める考えはありません。

解体工事で泣き寝入りしないよう要綱や窓口を

橋本ミチ子議員の質問要旨は次のとおりです。

○質問―解体工事の苦情が相次いでいる。「突然、家が壊れるような騒音と振動に飛び出したら、近所の工場の解体工事だった」など、近隣住民は数ヶ月間、騒音、振



質問する橋本ミチ子議員

動、粉塵に悩まされ、さらには家屋にもさまざまな損傷が出る。

区民の苦情を区役所のどこの窓口に行ったらいかがかわからずたりい回しされた。振動、粉塵、騒音等に関係する問題では環境保全課

で、苦情があった場合は現場に行って対応もしていると思いがどうか。

●答弁―80㎡以上の解体工事は開発指導課に届出義務があるが、騒音・振動は環境保全課で対応している。

○質問―環境保全課は、業者への指導については何に基づいて行っているのか。

●答弁―騒音規制法、振動規制法と都の環境確保条例に基づいている。

○質問―梅田2丁目の銀行の解体のときにも指導したが（解体）業者が指導に従わない状況があった。指導しているといっても「建設作業を実施する方へ」というチラシを渡しているだけではないか。

●答弁―おっしゃるとおりです。

○質問―江東区では①対象工事②標識の設置③近隣への説明等がはいった「建築物の解体工事の事前周知について」という要綱をつくり、10月1日から施行している。このチラシのようなお願いとはまったく違う。

足立区は、建築時については、環境指導基準があるが、解体時にはこのような基準がない。解体と建築は一体のもの。解体だけがきちんと指導できないのでは区民の暮らしは守れない。環境指導基準に加えて指導すべきと思うがどうか。また、解体工事によって住民が泣き寝入りするような事態にならないよう、要綱をつくって対応するべきと思うがどうか。

●答弁―指導は建築調整と環境保全課で協力して対応する。要綱は、法改正の動向も見、今後の検討課題とする。

大型店進出に協力した区の責任は大きい

○質問―巨大ショッピングセンターアリオが西新井に11月オープンする。区の景況調査でも、来期は「大型店との競争激化」により減収、減益傾向に本格回復は見込めないと分析されている。西新井アリオの進出に対して、地元商店街への売上減少の影響をどのように感じているか。対策を講じているのか。

●答弁―3万1千㎡のアリオの出店に、地元商店街はかなりの危機感を持っており、勉強会で検討している。売上は今後の推移を見ていく。アリオにも協力共同して貰っている。

○質問―現在、区内の中・大型店舗は59店舗、区内の売場総面積の約半数を大型店が占める状況になる。一方、小売業商店数は10年間で1614店が減っている。共存共栄どころか大型店だけが繁栄している。それなのに、足立区が区道を廃止してまで大型店を進出することに協力してきた責任は大きいではないか。

●答弁―小売店の減少は必ずしも大型店出店が原因か、分析が必要だ。今後とも共存共栄をめざす。

家具転倒防止器具設置助成の拡充を

○質問―耐震診断助成や耐震改修工事助成が拡充で実績もふえたが、住宅非主要部分耐震工事助成（家具転倒防止器具の取り付け）実績は、わずか1件だ。①もっと区民にわかりやすい言葉で知らせる工夫が必要だ②実施業者を「区登録耐震診断士」や「区登録耐震登録施行者」に限定しているが、自分の家の建設にかかわった区内の工務店や、近くの工務店が申請して工事ができるようにするべきだ。

●答弁―おっしゃるとおり基本は登録業者だが、運用として施行業者にもさせる。